

国指定濤沸湖鳥獸保護区
更新計画書

平成24年10月1日
環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

濤沸湖鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

国道 244 号と道道明生北浜線との交点を起点とし、同所から同国道を東進し道道栄浜小清水線との交点に至り、同所から同道道を南進し字浜小清水 137-21 番地の西端から同道道横断方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を南進し同番地の西端に至り、同所から河川敷地界を東進し浦士別川右岸に至り、同所から同川右岸を南進し、市道山里浜小清水線との交点に至り、同所から同市道を西進し字浦士別 46-8 番地の地番界東側境界線との交点に至り、同所から同地番界を北進し同道道との交点に至り、同所から同所と字浦士別 53-9 番地の南東端とを結ぶ直線を西進し同番地の南東端に至り、同所から市道浦士別濤沸線を西進し市道山里浜小清水線との交点に至り、同所から同市道を西進し字音根内 59-3 番地の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同境界線を延長した線と 58-1 番地の南側境界線との交点に至り、同所から同番地の境界線を北進し 378-2 番地の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し 377-1 番地の北側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み市道音根内濤沸川上線との交点に至り、同所から同市道を西進し道道明生北浜線との交点に至り、同所から同道道を北進して起点に至る線に囲まれた区域

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 24 年 10 月 1 日から平成 44 年 9 月 30 日まで (20 年間)

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は北海道有数の水鳥類の渡来地（渡りの中継地）であり、オオハクチョウ、オナガガモ等のガンカモ類やシギ・チドリ類が数多く飛来する。当該区域では、鳥類 45 科 217 種、獣類 5 科 6 種が確認されており、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I A 類のヘラシギやカラフトアオアシシギ、絶滅危惧 I B 類の、コシヤクシギ、絶滅危惧 II 類のタンチョウ、オジロワシ、オオワシ等も飛来するなど、鳥類の生息状況は良好である。

このように、当該区域はこれらの絶滅のおそれのある鳥類を含めた多様な渡り鳥の採餌及び休息の場として利用されていることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来及び生息する渡り鳥の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 2) 鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、現場の巡視及び関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3 更新の理由

当該区域は、集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、平成4年10月16日に集団渡来地の保護区として国指定鳥獣保護区に指定され、現在に至っている。

当該地域は、国内有数のシギ・チドリ類やガンカモ類の渡来地であり、重要な中継地となっており、平成17年にはラムサール条約湿地にも登録されている。今後もこれらの渡り鳥を始めとした多種多様な鳥類の保護を図っていくため、引き続き鳥獣保護区として指定する必要がある。

4 更新する国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 2,023 ha (2,051 ha)

内訳

ア 形態別内訳

| | |
|-----|-------------------|
| 林 野 | 210 ha (0 ha) |
| 農耕地 | 887 ha (1,151 ha) |
| 水 面 | 859 ha (900 ha) |
| その他 | 67 ha (0 ha) |

イ 所有者別内訳

国有地 2 ha (0 ha)

| | | | | | |
|-----|------|-------------------|------|-----|------|
| 国有林 | - ha | 林野庁所管 | - ha | 制限林 | - ha |
| | | | | | |
| | | 国有林以外の国有地 (財務省所管) | | | |

| | | | |
|----------|------------------|--------|----------------|
| 地方公共団体有地 | 56 ha (269ha) | 都道府県有地 | 5 ha (0 ha) |
| | | 市町村有地等 | 51 ha (269 ha) |

私有地等 1,106 ha (882 ha)

公有水面 859 ha (900 ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による制限区域

| | | | |
|---------------------------|---------------------|--------------|---------------------|
| 自然環境保全法による地域 | — ha | 自然環境保全特別保護地区 | — ha |
| | | 自然環境保全普通地域 | — ha |
| 自然公園法による地域 (名称：網走国定公園) | 1,313 ha (1,352 ha) | 特別保護地区 | — ha |
| | | 特別地域 | 1,313 ha (1,352 ha) |
| | | 普通地域 | — ha |
| 文化財保護法による地域 | — ha | | |

5 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は、北海道北東部のオホーツク海沿岸に位置する網走市と斜里郡小清水町にまたがり所在する濤沸湖及びその周辺陸域の区域である。

イ 地形、地質等

濤沸湖は、北岸の砂州が発達してオホーツク海と隔てられた潟湖であり、最大水深 2.5 m、平均水深 1.1mの汽水湖である。北岸の砂州は浜小清水から北浜に至り、延長 7.5km、幅 300m、高さ 15mにおよぶ。この湖の南側は、標高 10mから 20mの丘陵地となっており、その殆どは畑地となっている。浦士別川、オンネナイ川、丸万川等の小河川が流入し、湖の北西端にあたる北浜地区に海とつながる細い水路が開口している。

ウ 植物相の概要

湖岸の大部分は湿地帯で、ヒオウギアヤメ、エゾオオヤマハコベ、センダイハギ、ヤナギトラノオ、サワギキョウ等が多く見られる。また、一部では海水の影響が見られ、オオシバナ、ウミミドリ等の塩湿性の植物が見られる。北岸の砂州の一部は原生花園となっており、エゾキスゲ、エゾスカシユリ、ハマナス等が見られる。湖岸に残されたハンノキ林及びヨシ群落にはカラフトノダイオウ、ハナタネツケバナといった希少性の高い植物が生育する。南岸の丘陵地の多くは畑地となっている。

エ 動物相の概要

当該地域は北海道有数の水鳥類の渡来地（渡りの中継地）であり、オオハクチョウ、オナガガモ等のガンカモ類やシギ・チドリ類が数多く飛来する。当該地域では、鳥類 45 科 217 種、獣類 5 科 6 種が確認されている。環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のヘラシギやカラフトアオアシシギ、絶滅危惧ⅠB類のコシヤクシギ、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ、オオワシ等が確認されている。これらの渡り鳥は、濤沸湖を渡りの中継地として利用し、濤沸湖の湖面や中州、湖岸の畑地等を採餌や休息の場として利用している。ガンカモ類は冬季でも結氷しない河口域の湖面を利用して越

冬する個体もいるが、多くは秋期は11月中旬頃まで滞在し、その後南下し、春期は5月頃まで滞在し、その後北上する。また、当該地域に含まれる湿地帯には、生息数は少ないものの絶滅危惧Ⅱ類のタンチョウ、オジロワシ等の営巣が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況
なし

6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

7 施設整備に関する事項

| | |
|--------------|------|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | 10 本 |
| (2) 案内板 | 2 基 |

| | | | | |
|---------|---------|----------|-------|---|
| | | マダラウミスズメ | DD | ○ |
| | | ウミスズメ | CR | ○ |
| ハト目 | ハト科 | キジバト | | ○ |
| | | アオバト | | |
| カッコウ目 | カッコウ科 | カッコウ | | |
| | | ツツドリ | | |
| フクロウ目 | フクロウ科 | シロフクロウ | | ○ |
| | | コミミズク | | ○ |
| アマツバメ目 | アマツバメ科 | ハリオアマツバメ | | |
| | | アマツバメ | | |
| ブッポウソウ目 | カワセミ科 | カワセミ | | |
| | ヤツガシラ科 | ヤツガシラ | | ○ |
| キツツキ目 | キツツキ科 | アリスイ | | |
| | | ヤマゲラ | | ○ |
| | | クマゲラ | VU、国天 | ○ |
| | | エゾアカゲラ | | ○ |
| | | オオアカゲラ | | ○ |
| | | コアカゲラ | | ○ |
| | | コゲラ | | ○ |
| スズメ目 | ヒバリ科 | ヒバリ | | |
| | ツバメ科 | ショウドウツバメ | | |
| | | ツバメ | | ○ |
| | | イワツバメ | | |
| | セキレイ科 | ツメナガセキレイ | | ○ |
| | | ハクセキレイ | | ○ |
| | | ビンズイ | | ○ |
| | | タヒバリ | | ○ |
| | ヒヨドリ科 | ヒヨドリ | | ○ |
| | モズ科 | モズ | | |
| | | アカモズ | EN | ○ |
| | | オオモズ | | ○ |
| | ツグミ科 | ノゴマ | | |
| | | コルリ | | ○ |
| | | ジョウビタキ | | ○ |
| | | ノビタキ | | |
| | | ハシグロヒタキ | | ○ |
| | | クロツグミ | | |
| | | アカハラ | | |
| | | ツグミ | | ○ |
| | ウグイス科 | ヤブサメ | | |
| | | ウグイス | | ○ |
| | | エゾセンニュウ | | |
| | | シマセンニュウ | | |
| | | マキノセンニュウ | NT | |
| | | コヨシキリ | | |
| | | オオヨシキリ | | ○ |
| | | メボソムシクイ | | |
| | | センダイムシクイ | | |
| | | キクイタダキ | | ○ |
| | ヒタキ科 | キビタキ | | |
| | | オオルリ | | |
| | | エゾビタキ | | ○ |
| | | コサメビタキ | | |
| | エナガ科 | シマエナガ | | ○ |
| | シジュウカラ科 | ハシブトガラ | | ○ |
| | | コガラ | | |
| | | ヒガラ | | ○ |
| | | シジュウカラ | | ○ |
| | ゴジュウカラ科 | ゴジュウカラ | | ○ |
| | キバシリ科 | キバシリ | | ○ |
| | メジロ科 | メジロ | | |
| | ホオジロ科 | シラガホオジロ | | ○ |
| | | ホオジロ | | |
| | | ホオアカ | | |
| | | カシラダカ | | ○ |

| | | | | | |
|----|---------|-----|----------|----|---|
| | | | ミヤマホオジロ | | ○ |
| | | | シマアオジ | CR | ○ |
| | | | アオジ | | |
| | | | オオジュリン | | |
| | | | ツメナガホオジロ | | ○ |
| | | | ユキホオジロ | | ○ |
| | アトリ科 | | アトリ | | |
| | | | カワラヒワ | | ○ |
| | | | マヒワ | | ○ |
| | | | ベニヒワ | | |
| | | | アカマシコ | | |
| | | | オオマシコ | | ○ |
| | | | イスカ | | ○ |
| | | | ベニマシコ | | |
| | | | ウソ | | ○ |
| | | | シメ | | |
| | ハタオリドリ科 | | ニューナイスズメ | | |
| | | | スズメ | | ○ |
| | ムクドリ科 | | コムクドリ | | |
| | | | ホシムクドリ | | ○ |
| | | | ムクドリ | | |
| | カラス科 | | ミヤマカケス | | |
| | | | ミヤマガラス | | ○ |
| | | | ハシボソガラス | | ○ |
| | | | ハシブトガラス | | ○ |
| 合計 | 16目 | 45科 | 217種 | | |

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)
 レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)
 CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 特定外来: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
 国天: 国指定天然記念物
 特天: 国指定特別天然記念物
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣に指定された鳥獣。

イ 哺乳類

| 目 | 科 | 種または亜種 | 種の指定等 |
|------|-------|---------|--------|
| ウサギ目 | ウサギ科 | エゾユキウサギ | ○ |
| ネズミ目 | リス科 | エゾリス | ○ |
| | | エゾシマリス | DD ○ |
| ネコ目 | イヌ科 | キタキツネ | ○ |
| | イタチ科 | ミンク | 特定外来 ○ |
| ウシ目 | シカ科 | エゾシカ | ○ |
| 合計 | 4目 5科 | 6種 | |

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 レッドリスト(平成24年環境省)(ア鳥類)
 レッドリスト(平成24年環境省)(イ哺乳類)
 CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
 LP:絶滅のおそれのある地域個体群
 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
 特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物
 国天:国指定天然記念物
 特天:国指定特別天然記念物
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣に指定された鳥獣。